



平成 15 年 11 月 27 日

各 位

会 社 名 株式会社ディースリー・パブリッシャー
代表者名 代表取締役社長 伊藤 裕二
(登録銘柄 コード番号 4 3 1 1)
問合せ先 取締役管理部部长 小澤 政太郎
(TEL . 0 3 - 5 7 8 6 - 1 3 7 1)

債権の取立不能又は取立遅延のおそれについて

今般、当社の取引先である株式会社デジキューブが平成 15 年 11 月 26 日付で自己破産の申立を行い、平成 15 年 11 月 26 日付で破産宣告されたことに伴い、当該取引先に対する債権について取立不能又は取立遅延のおそれが生じたので、お知らせいたします。

記

1 . 債務者の名称等

名 称	株式会社デジキューブ
所 在 地	東京都品川区大井 1 - 2 4 - 5
代表者の氏名	代表取締役社長 染野 正道
資 本 金	40 億 8,777 万円
事 業 の 内 容	ゲームソフト卸売業

2 . 債務者に生じた事実及びその事実が生じた年月日

平成 15 年 11 月 26 日、東京地方裁判所に自己破産の申立を行い、平成 15 年 11 月 26 日に破産宣告されました

3 . 債務者に対する債権の種類、金額及び純資産に対する割合

債 権 の 種 類	売上債権等
金 額	87,759,000 円 (平成 15 年 11 月 27 日現在)
純資産に対する割合	最近事業年度の末日 (平成 15 年 4 月中間期) の純資産(1,268 百万円)に対する割合 6.9%

4 . 当該事実が当社の業績に及ぼす影響

平成 15 年 10 月決算期において平成 15 年 10 月 31 日現在の売上債権 (85,995,000 円) について引当処理を行う予定であり、平成 15 年 10 月 31 日以後に発生した債権についても取引先の動向により適正に対応を行う予定であります。また、業績予想につきましては確定次第速やかに開示する予定です。

以 上

【注意】

本資料に記載されている情報が証券取引法第 166 条第 2 項に定められた「重要事実」に該当する場合であって、公開後 12 時間が経過する時点（日本時間 2003 年 11 月 28 日午前 4 時頃。これを公表時点といいます。以下同じ。）までに本資料を読まれた方、およびその方の会社の他の役員・従業員で職務に関して本資料の内容を知らされた方は、証券取引法第 166 条第 3 項および同法施行令第 30 条の規定により、インサイダー規制に関する「第一次情報受領者」とされる可能性があります。「第一次情報受領者」は、上記公開時点までの間に当社の株券等の売買を行なうことは禁止されておりますのでご注意ください。